

# 議案説明資料

## 【目次】

・報告第3号

専決処分の報告について  
(八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について) . . . . . p. 1

・報告第4号

専決処分の報告について  
(八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について) . . . . . p. 5

・報告第5号

専決処分の報告について  
(八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) . . . . . p. 6

令和5年5月  
(令和5年5月22日提出)



報告第 3 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「法」という。) ・地方税法施行令(昭和25年政令第245号)(以下「令」という。)
施行日	令和5年4月1日(下記【改正内容】の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日)

【改正概要】

- (1) 個人住民税の見直し
  - ・森林環境税を市民税均等割と併せて賦課徴収する方法等について規定
  - ・給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化
- (2) 固定資産税の見直し
  - ・長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設
- (3) 軽自動車税の見直し
  - ・環境性能割の税率区分の見直し
  - ・グリーン化特例の延長

【改正内容】

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
市民税	第38条①③ (③については新設) 【個人の市民税の賦課徴収方法等】	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条 ※R6.1.1施行	○森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正等
	第41条 【個人の市民税の納税通知書】		○納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正等
	第44条①②③⑤⑥ 【給与所得に係る個人の市民税の特別徴収】		○特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等
	第47条の2①② 【公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収】		○特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等
	第34条の9② 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】	令第48条の9の3 ※R6.1.1施行	○配当割額又は株式等譲渡所得割額から控除することができなかった際の規定を、森林環境税に対応したものに改正
	第47条①② 【給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ】	法第321の7② ※R6.1.1施行	○過誤納金の還付規定の改正等
	第47条の6①② 【年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ】	法第321の7の10② ※R6.1.1施行	○過誤納金の還付規定の改正等

市民税	第 36 条の 3 の 2 ② 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	法第 317 条の 3 の 2 ② ※R7. 1. 1 施行	○給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に伴う改正 ※給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨を記載した申告書を提出することができる
	第 36 条の 3 の 2 ③～⑥ 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	法第 317 条の 3 の 2 ③～⑥ ※R7. 1. 1 施行	○項ズレの反映
	第 46 条 【給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等】	法第 321 条の 5	○施行規則様式の新設に伴う改正
	第 48 条①⑤ 【法人の市民税の申告納付】	法第 321 条の 8	○施行規則様式の新設に伴う改正
	第 50 条①② 【法人の市民税に係る不足税額の納付の手続】	法第 321 条の 12	○施行規則様式の新設に伴う改正
	附則第 8 条① 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第 6 条④	○肉用牛売却所得の課税特例措置の適用期限が令和 9 年度まで延長されたことに伴う改正
	附則第 17 条の 2 ①② 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第 34 条の 2 ④⑤	○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例措置の適用期限が、令和 8 年度まで延長されたことに伴う改正
	附則第 24 条 【新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例】	法附則第 60 条	○規定の整備
固定資産税	附則第 10 条 【読替規定】	法附則第 64 条	○法律改正にあわせて改正 ※令和 3 年度改正における法附則第 64 条を削る改正規定の施行（令和 5 年 4 月 1 日）に伴う改正
	附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】	法附則第 15 条 法附則第 15 条の 8 法附則第 15 条の 9 の 3	○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額割合規定を新設 ※マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に完了した場合、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額の 3 分の 1 を減額する ※対象となるマンションの要件 ・築後 20 年以上が経過している 10 戸以上の分譲マンション（居住部分に限る） ・長寿命化工事を過去に 1 回以上適切に実施 ・長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保
	附則第 10 条の 3 ⑫⑬⑭ 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】	法附則第 15 条の 9 の 3 法附則第 15 条の 10 法附則第 15 条の 11	○長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定 ○条例の項ズレによる改正

	附則第 10 条の 4② 【平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	法附則第 16 条の 3	○法律改正にあわせて改正 ※平成 30 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地に対する固定資産税の特例措置の適用期限を令和 6 年度まで延長		
	附則第 10 条の 5 【令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	法附則第 16 条の 4	○法規定の新設にあわせて新設 ※令和 2 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地に対する固定資産税の特例措置を新設		
	第 82 条(1)エ 【種別割の税率】	法第 463 条の 15 規則 15 条の 15 ※R5. 7. 1 施行	○規則改正にあわせて改正 ※原動機付自転車に係る「三輪以上のもの」の規格改正により、ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外		
	附則第 15 条の 2 【軽自動車税の環境性能割の非課税】	法附則第 29 条の 8 の 2	○法律改正にあわせて削除 ※環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除		
	附則第 15 条の 6 ③ 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】	法附則第 29 条の 18③	○法律改正にあわせて削除 ※環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除		
<b>軽自動車税(自家用乗用車)の環境性能割の税率区分の見直し</b>					
	税率区分	車種	現行 (令和 5 年 12 月まで)	見直し後 (令和 6 年 1 月～)	見直し後 (令和 7 年 4 月～)
	非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車	達成度要件なし		
		ガソリン車 石油ガス車 ディーゼル車	2030 年度燃費基準 75%達成～	2030 年度燃費基準 80%達成～	
1 %			同 60%達成～	同 70%達成～	同 75%達成～
2 %	上記以外 又は 2020 年度燃費基準未達成				
軽自動車税	附則第 15 条の 2 の 2 ④ 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】	法附則第 29 条の 9 ⑤ ※R6. 1. 1 施行	○法律改正にあわせて改正 ※不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更		
	附則第 16 条の 2 ③ 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第 30 条の 2 ③ ※R6. 1. 1 施行	○法律改正にあわせて改正 ※不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更		
	附則第 16 条 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	法附則第 30 条	○法律改正にあわせて改正 ※軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、特例の期限を 3 年間(25%軽減の対象については 2 年間)延長 ※項ズレの反映		
	附則第 16 条の 2 ① 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第 30 条の 2 ①	○規定の整備 ※附則第 16 条の改正に伴う規定の整備		
	<b>軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直し</b>				
取得期間(軽課) 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日(3 年延長)					
特例割合		適用対象車			
軽課	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車			
	50%軽減	2030 年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車のみ) → 令和 7 年度取得分まで			
	25%軽減	2030 年度燃費基準 70%達成(営業用乗用車のみ) → 令和 6 年度取得分まで			
重課	20%重課	ガソリン車(13 年超、ハイブリッドは含まず)、ディーゼル車(11 年超)			

たばこ税	第 98 条①⑤ 【たばこ税の申告納付の手続】	法第 473 条	○施行規則様式の新設に伴う改正
	第 101 条① 【たばこ税に係る不足税額等の納付手続】	法第 481 条	○施行規則様式の新設に伴う改正

報告第 4 号関係

件 名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
担 当 課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・地方税法(昭和25年法律第226号) (以下「法」という。)
施 行 日	令和5年4月1日

【改正概要】

地方税法改正にあわせて改正

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第5項 【法附則第15条第14項の 条例で定める割合】	法附則第15条⑭	○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第6項 【法附則第15条第32項の 条例で定める割合】	法附則第15条㉓	○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第7項 【法附則第15条第33項の 条例で定める割合】	法附則第15条㉔	○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第8項 【法附則第15条第38項の 条例で定める割合】	法附則第15条㉕	○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第9項 【法附則第15条第43項の 条例で定める割合】	法附則第15条㉖	○法律改正にあわせて改正(法附則の項ズレ)
附則第18項		○法律改正にあわせて改正 ※法附則15条第46項(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」 の改正により、EVバスを導入するため充電設備を取得した場合の 課税標準特例を創設)の新設及び同条における項ズレ等に伴う改正

**報告第 5 号関係**

件名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) (以下「令」という。)
施行日	令和 5 年 4 月 1 日

**【改正概要】**

- ・ 課税限度額の見直し
- ・ 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

**【改正内容】**

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第 2 条 【課税額】	法第 703 条の 4 令第 56 の 88 の 2	○ 令改正にあわせて改正 ※ 課税限度額の見直し 後期高齢者支援金課税限度額 「20 万円」 → 「22 万円」
第 23 条 【国民健康保険税の減額】	法第 703 条の 5 令第 56 の 89	○ 令改正にあわせて改正 ※ 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し 5 割軽減対象世帯 「28 万 5 千円」 → 「29 万円」 2 割軽減対象世帯 「52 万円」 → 「53 万円 5 千円」
第 23 条の 2 【特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法 第 703 条 の 5 の 2	○ 本条例 (例) 第 24 条の 2 改正に伴う規定の整備
第 24 条の 2 ② 【特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例】		○ 国民健康保険条例参考例改正にあわせて改正
附則④⑤⑥⑧⑨⑩⑪⑭⑮ 【公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の特例】等	法附則第 35 条の 5、第 35 条の 6、第 36 条、第 37 条～第 37 条の 3、第 35 条の 7、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 3 の 2 の 3	○ 規定の適正化

※参考 1 課税限度額

年度	基礎課税額	後期高齢者支援金課税額	介護納付金課税額 (40 歳～64 歳)	合計
令和 4 年度 (現行)	65 万円	20 万円	17 万円	102 万円
令和 5 年度 (改正)	65 万円 (据え置き)	22 万円 (+2 万円)	17 万円 (据え置き)	104 万円 (+2 万円)

※参考2 軽減判定基準算定式

	現行	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得または年金所得者の数-1)	<u>変更なし</u>
5割軽減	43万円+( <u>28.5万円</u> ×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得または年金所得者の数-1)	43万円+( <u>29万円</u> ×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得または年金所得者の数-1)
2割軽減	43万円+( <u>52万円</u> ×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得または年金所得者の数-1)	43万円+( <u>53.5万円</u> ×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得または年金所得者の数-1)